

第3回水環境創造プラン検討委員会 会議録

1 開催及び閉会に関する事項

(1) 開会

平成19年2月23日(金) 午後2時00分

(2) 閉会

平成19年2月23日(金) 午後3時30分

2 開催場所

岡崎市福祉会館3階 301会議室

3 出席委員及び欠席委員等の氏名

(1) 出席委員

富永晃宏、片山幸士、芹沢俊介、丸山泰男、長谷川明子、天野博、山田鑛二、金澤博敬、山本恵一、安達重美、大久保正五、河野節夫(代理;中野泰男)、中津川誠(代理;鈴木信広)、吉田勇次、石川優、川嶋直樹

(2) 欠席委員

飯尾歩

(3) オブザーバー

総務部長 坂田吉久、市民文化部長 牧野嘉明(代理;市民文化部次長 足立晴義)、経済振興部長 鈴木保宏、土木建設部長 小野博章、都市整備部長 三浦千秋(代理;都市整備部次長 三上俊雄)、下水道部長 荻野亨(代理;下水工事課長 内田義昭)、消防長 平山雅之、水道局長 高橋利明

4 説明のための出席した事務局職員の職氏名

環境部長 柴田宗男、環境部調整監 山本恵一、環境保全課長 杉浦哲矢、環境保全課副主幹 糟谷慶一、環境保全課主任主査 蜂須賀功、環境保全課技師 大口光生、企画課長 古澤吉則

5 議題等

年間水収支及び汚濁負荷収支の将来予測について ほか

6 議事の要旨

(1) 議題1 年間水収支及び汚濁負荷収支の将来予測について

- ・ 将来において、自然系の流量が減少している要因は何か。(N委員)
→河川からの取水量の変化、土地利用変化による流出機構の変化(降雨時に一時に流出し、平常時に残る水量が減少する)が要因となる。(事務局)
- ・ 水収支で示されている流量は、平水流量、低水流量等一年のうちのいつの流量なのか

(N 委員)

→平常時（雨が降っていない日）の平均流量として整理している。（事務局）

- ・将来の想定条件について、単独処理浄化槽が今後も設置されると想定しているのか。平成 17 年に法改正があり、今後単独処理浄化槽は設置不可となっている。（G 委員）

→計算上は、法改正前の状況で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の設置率を現況固定としており、単独処理浄化槽は今後も設置されるものとしている。（事務局）

- ・各将来想定の場合について、必要となる事業費は整理されているか。（B 委員）

→事業費までは算出していない。（事務局）

- ・将来想定の場合 4（浸透対策実施後）について水質は予測されているか。また、予測されていれば、どの程度となるのか。（L 委員）

→予測しており、例えば乙川下流端では BOD75% 値で 1.2mg/l 程度と予測している。（事務局）

- ・将来予測の場合の中で、実現性があると考えられるのはどれになるか。（B 委員）

→ケース 3 並びに 4 の一部と考えている。また、現在はマスタープラン検討の段階であり、目指すべき方向性を検討する段階であると考えている。理想の将来の姿について予測し、実際にそれに向けてどの程度対策を実施していくかについては、来年度のアクションプランの中で検討していく予定である。（事務局、Q 委員）

- ・将来の水質予測について、全ての対策を実施した場合でもブロックによって予測される水質は BOD1mg/l 以下～4mg/l 程度と差がある。この要因は何か。（F 委員）

→産業系の排出負荷等、全対策を実施したとしてもブロックによっては削減されずに残る負荷があることが要因となる。（事務局）

(2) 議題2 岡崎市水環境創造マスタープラン(案)について

<第 2 章. 水環境の現状について>

- ・河川の水質は BOD についてのみ論じられている。その他の項目についても維持する、あるいは改善する等の記述が加えられないか。（G 委員）

- ・「図 2-15 河川の水環境基準類型指定と水質観測結果(H16)について、矢作川、乙川、鹿乗川以外の河川も記載してはどうか。（G 委員）

- ・「図 2-16 乙川の水質汚濁の原因(汚濁負荷)の割合」が理解できないことを懸念する。分かりやすい図とする、あるいは図の見方の説明を追加する等の工夫が必要ではないか。（G 委員）

→指摘に対応し、修正する。（事務局）

<第4章. 岡崎市の水環境目標について>

- ・「災害（洪水・渇水）について」の計画目標について、全ての浸水被害を解消するように読み取れる表現は再検討願いたい。河川では、例えば5年に1回程度又は10年に1回程度発生する雨による洪水を防御するよう計画を検討する。全ての浸水被害を解消しようとする、非現実的な規模の施設が必要となる。(O 委員)
 - 「災害（洪水・渇水）について」と「水量について」の基本方針は関連があり、双方を連携させて対策を進めていきたい。また、「解消」とは全ての被害をなくすることではなく、基本方針にあるように被害を減少させていくことを目標としており、原案のままをしたい。(事務局)
 - 「災害（洪水・渇水）について」は、浸水被害の軽減が目標であることに留意してアクションプラン等今後の検討を進めて欲しい。(O 委員)
- ・「水質について」の計画目標は、水の中で「遊ぶ」という視点ではなく、生活環境に係わる指標等で設定することも考えられるのではないかと。(O 委員、意見)
- ・「水辺環境について」の計画目標に関して、何を「在来種」とし、何を「外来種」とするかは判断が難しいのではないかと。(O 委員、意見)
 - 意見として、受け取る。(事務局)
- ・「水辺環境について」の計画目標は、他の計画目標と比べると表現がやわらかくなりすぎているのではないかと感じる。「川の中で遊ぶ」という表現で目指そうとする川の水質を表現できるのか。(B 委員)
- ・水質に関する計画目標については生物指標を導入する等の案も考えられるのではないかと。(B 委員)
 - 検討当初は具体的な数値目標を掲げることや生物指標の導入も考慮した。しかし、環境基準の上乗せ規制まで踏み込むことを懸念する意見があったこと、マス等の生物指標は水温の制限から乙川の限られた区域でしか生息できないこと等の理由に加え、分かりやすい表現とすることにも留意し、原案としている。(事務局)
 - 「川の中で遊ぶことができる」または「泳ぐことができる」という表現で、目標水質 BOD2.0mg/l、または 1.0mg/l を表現できていると考えている。(事務局)
- ・乙川流域の河川は、全て立ち入って遊んでよいこととなっているのか。(B 委員)
 - 河川は基本的に自由使用となっている。ただし、一部立ち入りが危険と考えられる箇所には注意を促す標識を出している。(O 委員)
- ・計画目標に乙川らしさが感じられず、また、治水計画の優先順位も読み取ることができない。原則として今後新しいダムは建設しない、という方向性が示せないか。(F 委員)
- ・「水辺環境について」の基本方針で、「自然とふれあえる」という表現は、「自然を実感できる」としてはどうか。自然の一つとして野生動物を考えると、「ふれあえる」

機会は少ないと考える。また「ふれあえる」ことが良いわけではない場合もある。

(F 委員)

- ・「水辺環境について」の計画目標に関して、「ホタル」という固有種を用いた表現は具体的すぎないか。「水辺と陸地がつながる」程度にできないか。(F 委員)

- ・「健康的な自然」という表現を用いてはどうか。(L 委員)

→基本方針、計画目標を設定する場合は、市民にとって分かりやすいかどうか、という視点が欠かせない。また、岡崎市については「ホタル」を象徴として取り上げることはやむを得ないとも考えられ、原案でも妥当な方針・目標であるとは考えられないか。(C 委員)

→ただし、固有種を計画目標に用いた場合、その固有種だけが保全されればよいと解釈されることを懸念する。今後の検討では留意が必要である。(C 委員)

→各委員の意見はもっともなものである。一方で、原案の基本方針・計画目標で明らかかな間違いとまでいえるものもないと考える。各委員の意見を加味し、原案の修正は事務局に一任することとしてはどうか。(B 委員)

- ・基本方針、計画目標の修正については、事務局に一任する。(決定事項)

<第5章. みんなで取り組む対策と役割分担について>

- ・額田区域の山林は、管理が行き届かず荒廃しているのが現状である。管理を委託すると費用がかかることも要因となっている。市民の協力が必要なことを理解してもらい、山を育てていけるプランとして欲しい。(J 委員、意見)

- ・どの程度の山林開発であれば水量や水質に影響しないかを研究している。その中で、一定程度の開発は容認する等、集水域(涵養域)に住む人々の暮らしについても検討しなければ森林の保全計画の実行性は低くなると感じている。(B 委員、意見)

- ・林業は今後継続できるのか、継続できない場合、いつまでなら継続できるのかを見極めて森林の保全方法を検討する必要がある(林業が継続できない場合、広葉樹林化させて維持管理を不要とする等)。(C 委員、意見)

- ・本宮山周辺の森林は、鹿の食害によって森林が荒廃し、涵養機能が低下する可能性が高い。森林の保全のためには、維持管理以外の手法が必要となる場合もある。

(C 委員、意見)

- ・林業が停滞しているために現在の森林面積が保たれていると考えることもできる。林業が活性化すれば、出荷のために伐採が進み、森林面積が減少する。今の林業停滞期が森林保全のあり方を考えるよい機会ともいえる。(B 委員、意見)

- ・岡崎市内には個人所有のため池が多く存在していると聞いているが、事実か。また、個人所有のため池もアクションプラン対象として検討するのか。(I 委員)

→個人所有のため池は多い。個人の所有物をアクションプランの対象とすることは難

しいが、理解が得られるのであれば対象に含めて検討したい。(事務局)

- ・水環境創造プランが策定された結果、目に見える変化が生じることが必要であると考ええる。例えば康生通のように市内の道路は全面透水性舗装にすることが考えられる。市内全域透水性舗装化とする条例を作成する予定はないか。(I 委員)

→人によって「変化」と感じる事柄には差があるが、水環境の改善が実感できるようなアクションプランとなるよう検討していきたい。(事務局)

→今のところ、市内の道路を全面透水性舗装化する動きはない。(事務局)

→基本方針、計画目標の章でも議論になったが、「ホタル」が飛び交うようになれば目に見える「変化」として分かりやすいと考える。(B 委員)

→目に見えて、分かりやすいという観点からすると、「ホタル」のような象徴的な動植物の導入は有効と考えられる。(C 委員)

- ・透水性舗装の普及について、国、県、並びに市はどのように考えているのか分かれば教えて欲しい。(L 委員)

→透水性舗装のあり方については今後の検討課題と考える。(A 委員)

- ・節水に取り組み、川からの取水量を減らすことも重要と考える。洗車やトイレの洗浄水にも上水を使っていることは問題と考える。アクションプランでは節水についての具体策について検討することが必要と考える。(L 委員、意見)

→意見として受け取る。節水への取り組みについてはマスタープランにも含まれており、アクションプランの中でも検討していくものとする。(事務局)

- ・「環境に配慮した農業の推進」について、有機ブランド、あるいは水環境に配慮して栽培された農産物の推奨を検討して欲しい。例えば水環境に配慮して栽培された農産物であることが明示されていれば、優先的に購入することによって一般市民も水環境保全に貢献できる。(F 委員)

- ・「新たな観光資源の創造」について、文中にある「乙川下流区域間」という表現に「菅生川(通称)」という標記を追加して欲しい。当該区間で活動している団体の意識高揚にもつながる。(H 委員)

→意見に対応し、修正する。(事務局)

<第6章. ブロック別の重点対策について>

- ・青木川の将来の水質予測について、水量の変化、汚濁負荷量の変化と比べると、水質の変化が著しく大きいと考えられる。要因は何か。(G 委員)

→根拠となるデータ等を再確認する。(事務局)

<第8章. 今後の予定について>

- ・アクションプランの対象範囲には、直轄区間も含まれるのか。(N委員)
→国、県、市、さらに市民や企業等、全ての主体を対象としてアクションプランの検討を進めたいと考えている。(事務局)

7 その他

- ・アクションプランについての検討委員会は、平成19年度5月または6月に開催予定である。(事務局)

【配付資料】

第3回 水環境創造プラン検討委員会 議事次第
第3回 水環境創造プラン検討委員会 出席者名簿
第3回水環境創造プラン検討委員会 全体配席図
資料-1:年間水収支、汚濁負荷収支の将来予測
資料-2:岡崎市水環境創造マスタープラン(案)
資料-3:岡崎市水環境創造マスタープラン検討フロー
参考資料1:年間水収支と汚濁負荷収支の将来予測補足資料
参考資料2:第2回水環境創造プラン検討委員会会議録

会議録署名者

水環境創造プラン検討委員会委員長

富 永 晃 宏

水環境創造プラン検討委員会委員

片 山 幸 士

水環境創造プラン検討委員会委員

長 谷 川 明 子